

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1  
復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。そのうえ、文科大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。

学校現場では、新型コロナウイルス感染拡大に対する不安から、子どもたちは大きなストレスを抱えています。また、教職員は、感染症対策のための教室の消毒作業や3密回避を踏まえた授業形態の工夫等で負担が増大し、子どもたち一人一人に寄り添う時間やゆたかな学びを実現するための教材研究、授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により教職員の人的措置等をおこなっている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政をすすめることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 子どもたちの教育環境改善のために、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月24日

兵庫県赤穂市議会  
議長 山田昌弘

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
総務大臣

} あて